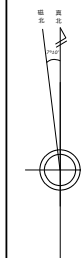


93 久世	94 城南宮	95 竹田	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3										
4	5	6										
7	8	9										
102 久我	103 下鳥羽	104 丹波橋										
110 羽束師	111 横大路	112 中書島										



京都市都市計画局

凡例

 生産緑地地区

 特定生産緑地新設指定区域

93 久世	94 城南宮	95 竹田	
102 久我	103 下鳥羽	104 丹波橋	
110 羽束師	111 横大路	112 中書島	
			1 2 3
			4 5 6
			7 8 9



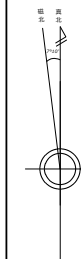
京都市都市計画局

凡例

生産緑地地区

 特定生産緑地新設指定区域

93 久世	94 城南宮	95 竹田	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3										
4	5	6										
7	8	9										
102 久我	103 下鳥羽	104 丹波橋										
110 羽束師	111 横大路	112 中書島										



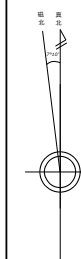
京都市都市計画局

凡例

生産緑地地区

 特定生産緑地新法指定区域

93 久世	94 城南宮	95 竹田	1	2	3
102 久我	103 下鳥羽	104 丹波橋	4	5	6
110 羽束師	111 横大路	112 中書島	7	8	9



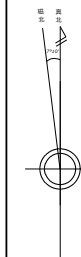
京都市都市計画局

凡例

 生産緑地地区

 特定生産緑地新指定区域

93 久世	94 城南宮	95 竹田	
102 久我	103 下鳥羽	104 丹波橋	
110 羽束師	111 横大路	112 中書島	



京都市都市計画局

凡例

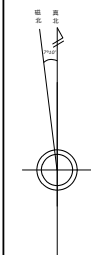
生産緑地地区

特定生産緑地新設指定区域

103-6 下鳥羽

93 久世	94 城南宮	95 竹田	1	2	3
102 久我	103 下鳥羽	104 丹波橋	4	5	6
110 羽東師	111 横大路	112 中書島	7	8	9

この図は、京都市都市計画局が作成したもので、京都市の土地利用計画を示しています。図中の数字は、各街区の人口を示しています。また、図中の色分けは、土地利用の区分を示しています。例えば、緑色の部分は、緑地地区を示しています。また、図中の数字は、各街区の人口を示しています。また、図中の色分けは、土地利用の区分を示しています。例えば、緑色の部分は、緑地地区を示しています。

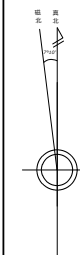


京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新指定区域

93 久世	94 城南宮	95 竹田	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3										
4	5	6										
7	8	9										
102 久我	103 下鳥羽	104 丹波橋										
110 羽束師	111 模大路	112 中書島										



京都市都市計画局

凡例

- 生産緑地地区
- 特定生産緑地新設指定区域

103-8 下鳥羽

93 久世	94 城南宮	95 竹田	1	2	3
102 久我	103 下鳥羽	104 丹波橋	4	5	6
110 羽東師	111 横大路	112 中書島	7	8	9

1. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

2. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

3. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

4. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

5. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

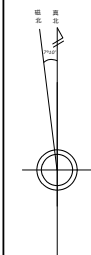
6. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

7. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

8. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

9. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。

10. 本図は、京都市都市計画局が作成したもので、その内容は、京都市都市計画条例（昭和25年京都市令第100号）に基づき、京都市都市計画局が定める基準に従って作成されたものである。



京都市都市計画局

凡例

生産緑地地区

特定生産緑地新指定区域